

別表八(一)

5欄、18欄及び40欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載された金額がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業
年度

法人名

別表八(一)

平二十四・四・一以後終了事業年度公

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合

基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (36の計)		1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (36の計)		15	円
関係 法人 株 の 額	受 取 配 当 等 の 額 (39の計)	2		関係 法人 株 の 額	受 取 配 当 等 の 額 (39の計)	16	
	当期中に支払う負債利子等の額	3			当期中に支払う負債利子等の額	17	
	連結法人に支払う負債利子等の額	4			特 別 利 子 の 額	18	
	特 別 利 子 の 額	5			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	19	
	国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額 (別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」)	6			差 引 金 額 (17) - (18) - (19)	20	
	差 引 金 額 (3) - (4) - (5) - (6)	7			平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に た各事業年度の負債利子等の額の合計額	21	
	総 資 産 価 額 (32の計)	8					

御注意

2 1

「41」欄には、「31」欄は、「41」欄は、証券投資信託（「1」又は「2」）の

5欄

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
(当年度実績により負債利子の額を計算する場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の7第1項」
②区分番号に、「00279」
③適用額欄に、当該別表八(一)5欄の金額(円単位)
を記載してください

損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例
(基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合)
を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の7第1項」
②区分番号に、「00279」
③適用額欄に、当該別表八(一)18欄の金額(円単位)
を記載してください

式等	額の計算	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (20) × (27)	28	円
		受取配当等の益金不算入額 (15) + ((16) - (24)) + ((25) - (28)) × 50%	29	

当年度実績による場合の総資産価額等の計算

区 分	総資産の帳簿価額	連結法人に支払う 負債利子等の元本 の負債の額等	総 資 産 価 額 (30)-(31)	期 末 関 係 法人株式等の 帳 簿 価 額	期末その他株式等の帳簿価額 株式及び出資等	受益権の帳簿価額 × $\frac{50 \text{ 又は } 25}{100}$
	30	31	32	33	34	35
前期末現在額						
当期末現在額						
計						

43欄

特定株式投信信託の収益の分配に係る受取配当等の
益金不算入等の特例を適用している場合には、適用額
明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第67条の6第1項」
②区分番号に、「00278」
③適用額欄に、当該別表八(一)40欄に「特定株式投
信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載の
ある金額の合計額(円単位)
を記載してください

完全子法人株式等	法人名		①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の6第1項」 ②区分番号に、「00278」 ③適用額欄に、当該別表八(一)40欄に「特定株式投信」と記載した銘柄があり、同銘柄で43欄に記載のある金額の合計額(円単位) を記載してください			配当等の額	
						36	
関係法人株式等	法人名	本店の所在地	37	38	39	益金不算入の対象となる金額(37)－(38)	
			円	円			
		計					
その他株式等	法人名又は銘柄	本店の所在地 (証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別)	受取配当等の額 (その収入額× $\frac{100, 50 \text{ 又は } 25}{100}$)		左のうち益金の額に算入される金額	益金不算入の対象となる金額 (41)－(42)	
		40	41	42	43		
			円	円			
		計					

帳に係る積立金の額を含めます。
貨建等証券投資信託を除きます。の収益の分配については、「40」欄の証券投資信託の区分に応じ、その収入額の